

## 第3期中期目標期間終了時の検討（静岡県公立大学法人）

## 1 法律の規定

## ○ 地方独立行政法人法

（中期目標の期間の終了時の検討の特例）

第79条の2 設立団体の長は、評価委員会が公立大学法人について第七十八条の二第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、当該公立大学法人に係る中期目標の期間の終了時まで、当該公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。

## 2 第3期中期目標期間終了時の「検討」及び「所要の措置」の方針

○各年度評価（R1～4）や見込評価を踏まえ、中期目標の達成状況等を整理の上、「業務を継続させる必要性」、組織の在り方その他その組織及び業務の全般の「今後の見直しの方向性」を評価委員会において審議し、第4期中期目標の策定作業を実施することをもって、法第79条の2の「検討」及びこれに係る評価委員会の意見聴取とする。

○第4期中期目標の策定及び第4期中期計画の認可をもって、「所要の措置」とする。

## (1) 業務を継続させる必要性について（案）

- ・評価委員会による中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績に関する評価において、「中期目標の達成に向けた進捗状況が良好である」と評価され、組織及び業務の全般について適切な運営が図られていると認められる。

（資料3のとおり）

- ・第3期中期目標期間において、地域課題の解決や社会的な需要のある人材育成など地域への貢献が認められ、静岡県立大学が地域の発展に果たす役割はますます高まっていると認められる。
- ・以上のことから、静岡県公立大学法人が引き続き業務を継続することは妥当である。

## (2) 組織の在り方その他その組織及び業務の全般について（案）

資料4「今後の見直しの方向性」のとおりとする。